

ガイドライン改正案の概要

- 「光ファイバ整備の円滑化のための収容空間情報等の開示の在り方に関する検討会」における取りまとめで示した取組内容や、開示元事業者と要望事業者による「事業者間協議の場」での検討結果を反映するため、管路・とう道の情報開示に関する以下の内容についてガイドラインの一部を改正。

(1) 調査回答に要する期間の短縮について

- ◆ 開示元事業者は、要望事業者からの要望に応じて、調査の過程等において提示可能な調査の進捗状況や設備の概況等の情報を可能な限り提供すべきとする規定を第2条の2に追加。

(2) 開示元事業者からの情報開示について

- ◆ 開示元事業者は、要望事業者からの要望に応じて、要望事業者が提示したルートとの異経路構成の検討が可能となる情報を可能な限り開示すべきとする規定を第12条の2に追加。
- ◆ あわせて、開示元事業者による設備の移設等によりクロスポイントが発生するリスクに対し、開示元事業者は可能な限り当該リスクを低減するための措置を講じるべきとする旨を明記。

(3) 情報開示における留意点について

- ◆ (1) 及び (2) の情報開示に当たっては、安全保障やセキュリティの確保、経営上の秘密の保持、顧客情報の保護に支障がない範囲で行うものとし、開示元事業者からの情報開示においては、開示対象となる情報の性質に応じ、情報開示に係る秘密保持、情報の目的外利用や情報漏えいの未然防止等の観点から必要な措置を講じるべきとする旨を明記。

(4) その他

- ◆ 申込窓口の設置や手続をウェブページ等を利用する方法で行う、標準的な様式の策定に当たって開示元事業者共通の申請項目を設定するなど手続の簡素化及び効率化に努めるべきとする旨を明記。
- ◆ 情報開示や設備の使用が認められる範囲について、安全保障の観点を追加。